

尼崎市立中学校生徒自死事案における職員の処分等について

1 事案の概要

平成29年12月、尼崎市立中学校2年生女子生徒が自死する事案が発生しました。(以下「本事案」という。)

平成31年3月1日、尼崎市いじめ問題対策審議会がとりまとめた調査報告書において、本事案は、学校生活での人間関係の不和から相当な精神的負担を抱え、トラブルをきっかけに孤立し、本学校そのものに絶望するなどの複合的な要因が絡み合って生じたものであるとの報告がされました。

本事案発生後の尼崎市教育委員会(以下「市教委」という。)の不適切な対応についても、調査報告書において多くの指摘がなされました。

2 職員の処分等について

(1) 懲戒処分について

職員	処分内容	処分年月日	理 由
尼崎市教育委員会事務局部長	減給1月 給料の月額の10分の1	令和2年 4月30日	本事案の調査等を進めていく上で、担当部長として、担当課を指揮・指導する立場にありながら、職務上の指導を十分に行っていたとは言えず、事案の混乱を招いたことについて、管理監督責任を問うものである。

(2) 措置の実施について

職員	措置	措置年月日	理 由
教育次長	訓戒	令和2年4 月30日	管理担当教育次長ではあるが、教育長に助言する立場にあり、教育長を十分に補佐することができず、事案の混乱を招いたことは、教育行政の信用を失墜する行為である。
尼崎市教育委員会事務局課長	文書厳 重注意	令和2年4 月30日	本事案発生当時の本学校教頭として、自校生徒の自死を防ぐことができなかった。また、事案発生後においても、校長の指揮の下、校長を支えるべき立場にあったが、十分に校長を補佐できず、事案の混乱を招いた。 更に、教育相談アンケートの実施方法や調査資料の保管についても、不適切な対応であったと言わざるを得ない。 これらの対応について、責任を問うものである。

(3) 本事案当時の教育長について

職員	内 容
教育長	教育行政の長として、尼崎市立中学校でいじめによる自死事案を発生させてしまったことは、教育行政の信用を失墜する行為である。 また、重大事態が発生した場合の責任者として、指導・監督の立場にありながら、職務上の指導を十分に行っていたとは言えず、管理監督責任を問うものである。

※同人からは、給料月額額の10分の1、3月に相当する額を自主返納する意向が示されています。

(4) 退職者における非違行為について

① 現に職員であるならば課されることになると想定される懲戒処分の概要

本件は、管理監督責任等を問うものですが、関係職員については既に退職しており、現在、本市職員（一般職（地方公務員法第3条第2項に規定する一般職））としての身分を失っていることから、尼崎市退職者による在職期間中の規律違反行為に係る情報の公表に関する要綱に準じて公表します。

② 対象者、想定される処分内容及び理由

職員	処分	理 由
教育次長	減給相当	教育次長として、尼崎市立中学校でいじめによる自死事案を発生させてしまったことは、教育行政の信用を失墜する行為である。 また、本事案の調査等を進めていく上で、教育長を補佐し実質的な責任者として指揮・指導する立場にありながら、職務上の指導を十分に行っていたとは言えず、事案の混乱を招いたことについて、管理監督責任を問うものである。
尼崎市教育委員会事務局 課長	減給相当	担当課長として、平時よりいじめ等の重大事態に対する危機管理対応を学校に指導する立場にあり、また、重大事態が発生した場合、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に定める手順に沿って調査等を行うよう、実務上の責任者として指導する管理監督の立場にあるが、その職務上の指導・判断が十分であったとは言えず、事態を混乱させたことについて、管理監督責任を問うものである。

※役職は、本事案発生当時の役職を表記しています。

※教育次長からは、給料月額額の10分の1、2月に相当する額を自主返納する意向が示されています。

以 上